

市民のみなさまへ
支援情報 7 平成16年11月12日
災害対策本部 62-1700

1. 被災住宅復興に関する支援策の相談窓口を開設します。

市では、このたびの震災により居住されている住宅に「半壊」以上の被害を受けられた方を対象に支援制度の相談受付窓口を下記により開設します。

1. 開催日時 11月15日(月)から21日(日)まで 午前9時から午後8時まで
2. 会場 市民交流センター「ネーブルみつけ」
3. 該当世帯 住宅に半壊以上の被害を受けられた世帯(被害認定については半壊以上の世帯には郵便で通知がしてあります。)

窓口で受け付ける支援制度の概要は次のとおりです。(被災状況などにより該当するもの、しないものがありますのでご注意願います。)

●住宅応急修理制度

被害を受けた住宅に応急修理を施すことにより、これ以上の被害を防止し当面安心して生活できるようにするものです。

注)この制度は修理に要した費用を市が直接修理業者に支払うものです。

① 支援を受けることのできる世帯

- (1) ①～③までの条件を満たすこと。
- ① 住宅に被害を受け、市の被害認定で「半壊」または「大規模半壊」の認定を受けた世帯。
(「全壊」「一部損壊」は対象外)
 - ② 応急修理を行うことにより避難を要しなくなると見込まれること。
 - ③ 仮設住宅を利用しないこと。
- (2) 前年中の世帯収入が次のいずれかの条件を満たすこと。
- ① 年収が500万円以下の世帯
 - ② 年収が500万円超、700万円以下かつ世帯主が45歳以上又は要援護世帯。
 - ③ 年収が700万円超、800万円以下かつ世帯主が60歳以上又は要援護世帯。
- ※ 要援護世帯…… 心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者などがおられる世帯

② 支援するもの

緊急度合いにより概ね次の順番で応急修理を行います。

- (1) 屋根、柱、床、外壁、基礎部分の応急修理
- (2) ドア、窓等開口部の応急修理
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (4) 衛生設備の応急修理

③ 留意事項

- (1) 地震被害と直接関係のある修理のみが対象です。(2) 内装に関するものは、原則対象外です。(3) 家電製品は対象外です。

④ 支援限度額

- (1) 大規模半壊 160万円まで (2) 半壊 110万円まで

○健康状況調査と健康相談を行います。

被災された世帯へ11月13日から町内ごとに順次訪問し、健康状態についてお聞きしたり、相談をお受けします。訪問担当者は県から派遣された佐賀県医療救護班、三条健康福祉環境事務所保健師、見附市保健師、看護師です。

問い合わせ 健康福祉課保健指導係 (61) 1350

●被災者生活再建支援制度

被害を受けた世帯の今後の生活の安定を図るための制度です。

① 対象世帯

市から次の被害認定を受けた世帯です。(建物所有者ではなく、あくまでも居住世帯が対象です。)

- (1) 住宅が全壊又は半壊し、倒壊防止等の事由によりやむなく解体した世帯【全壊世帯】
- (2) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯【大規模半壊世帯】
- (3) 住宅が半壊した世帯【半壊世帯】 ※一部損壊は対象外です。

② 支援限度額 (制度を最大限適用された場合) (単位:千円)

世帯の収入、基準等	世帯世帯	全壊世帯	大規模半壊世帯	半壊世帯
世帯全体の収入が500万円以下の場合	複数	4,000	2,000	500
	単数	3,000	1,500	375
世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が500万円超、700万円以下の場合。 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯で世帯全体の収入が700万円超、800万円以下の場合。	複数	2,000	1,000	500
	単数	1,500	750	375
上記以外の場合	複数	1,000	500	500
	単数	750	375	375

③ 支援対象経費

(1) 生活関係経費

- ①生活必需品の購入費または被災により故障及び破損した物品の修理費 ②引越し費用並びに移転のための交通費 ③住宅を借りる場合の礼金 ④今回の災害で負傷し、または病気にかかった場合の医療費

(2) 居住関係経費

- ①住宅を借りる場合の家賃 ②被災住宅の解体、撤去、整地費用 ③住宅の再建、補修に係る借入金の利息及び債務保証料 ④仮住まいのための施設の使用料 ⑤被災住宅の補修費等

2. 震災ごみ回収の終了について

震災ごみの無料回収は、11月16日(火)をもって終了させていただきます。11月17日(水)からは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」は市指定袋(有料袋)に入れ、ごみカレンダーどおりに出してください。「粗大ゴミ」は、事前申込み制による戸別有料収集となりますので、ごみステーションには出さないで下さい。

市民生活課 62-1700 内線 171・172